仕 様 書

1 概要

(1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)

(2) 需要場所 別添1のとおり。

(3) 業種及び用途 官公署(事務所)

2 仕様

- (1) 供給電気方式等(各需要場所の詳細は、別添1のとおり。)
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力:実量制とし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(目安として別添1に令和8年4月の予定契約電力を記載する。)

② 予定使用電力量:別添1のとおり。

(3) 供給期間

自 令和 8年 4月 1日0:00至 令和 9年 3月31日24:00

(4) 需給地点

需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(7) 主体的業務等の再委託の禁止

当該業務の実施にあたり、主体的部分(業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求) を第三者へ委託(以下「再委託」という。)することは認めないものとする。

(8) 対価の支払方法

- ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整(単価含む)、請求金額等明細内訳を記載した報告書(任意様式)を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料 費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課 金については、東京電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標 準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添4を「3(3)担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添4提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3(3)担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3(3)担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書(別添 2-1)」及び「供給実績証明書(別添 2-2)」を令和 7 年 12 月 2 日(火)正午までに「(3)担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和7年12月9日(火)18時までに「(3)担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添3の質問書を作成のうえ、「(3) 担当部署」に電話連絡後、令和7年11月11日(火)正午までにFAXにより提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和7年11月20日(木)18時頃に日本年金機構 HPに掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要 2. 仕様 (1) 供給電気方式等								令和8年4月~令和9年3月の使用電力量見込(単位:kWh)													
エリア	拠点数	契約 電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧 (V) (標準電圧)	計量電圧 (V) (標準電圧)	標準 周波数 (Hz)	受電方式	蓄熱式負荷 設備の有無	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	슴탉
日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)	66	5,235	交流3相3線式	6,000	6,000	60	※別添	51を参照	567,389	668,202	827,706	1,048,360	987,618	790,494	627,647	674,114	757,427	866,002	757,989	682,602	9,255,550
日本年金機構で使用する高圧電力(高井戸本部)	1	2,600	交流3相3線式	60,000	60,000	60	※別添	51を参照	848,580	909,978	933,126	1,085,850	1,100,070	1,037,376	969,360	880,710	920,676	924,786	800,454	893,196	11,304,162

	概要								【参考】令和8年4月~令和9年3月の使用電力量見込(単位:kWh)												
項番 エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約 電力 (KW)	蓄熱式負 荷設備の 有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
66 東京	水戸南年金事務所	茨城県水戸市柳町2-5-17	1回線受電	66	無	自動検針	本線	5,971	6,464	8,046	11,309	11,042	9,233	6,280	6,877	8,747	11,037	9,441	8,534	102,981	
67 東京	水戸北年金事務所	茨城県水戸市大町2-3-32	1回線受電	49	無	自動検針	本線	5,272	5,376	6,014	8,009	8,002	6,933	5,577	5,214	7,574	8,050	7,248	7,289	80,558	
68 東京	土浦年金事務所	土浦市小松1-3-33ハトリビル1階・2階	1回線受電	71	無	自動検針	本線	7,176	7,234	9,252	14,244	13,923	11,874	8,123	8,204	11,402	11,757	10,273	1,259	114,721	
69 東京	下館年金事務所	茨城県筑西市菅谷1720	1回線受電	50	無	自動検針	本線	5,287	5,413	6,324	8,408	8,413	7,606	5,944	5,777	7,995	8,764	7,840	7,490	85,261	
70 東京	日立年金事務所	茨城県日立市幸町2-10-22	1回線受電	41	無	自動検針	本線	4,231	5,155	6,385	7,418	6,935	5,030	4,641	6,651	6,162	6,883	6,140	5,231	70,862	
71 東京	宇都宮東年金事務所	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	1回線受電	98	無	自動検針	本線	9,490	11,032	13,757	16,299	17,175	13,741	10,531	12,617	14,443	17,669	15,086	13,212	165,052	
72 東京	宇都宮西年金事務所	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	1回線受電	65	無	自動検針	本線	6,653	6,673	8,318	10,993	10,435	9,210	7,517	7,134	8,748	9,989	9,469	9,288	104,427	
73 東京	大田原年金事務所	栃木県大田原市本町1-2695-22	1回線受電	80	無	自動検針	本線	7,597	6,695	8,592	12,061	11,601	10,236	8,186	9,530	12,863	14,414	13,574	12,425	127,774	
74 東京	栃木年金事務所	栃木県栃木市城内町1・2・12	1回線受電	76	無	自動検針	本線	9,568	12,763	14,493	18,849	16,921	14,085	11,104	10,829	11,554	14,326	12,387	11,555	158,434	
75 東京	今市年金事務所	栃木県日光市中央町17-3	1回線受電	49	無	自動検針	本線	3,955	3,785	4,955	6,705	6,438	5,589	4,111	4,084	5,595	6,406	6,123	5,650	63,396	
76 東京	前橋年金事務所	群馬県前橋市国領町2-19-12	1回線受電	51	無	自動検針	本線	5,902	5,870	7,428	8,630	8,489	7,679	6,018	6,776	8,122	8,961	8,629	8,461	90,965	
77 東京	桐生年金事務所	群馬県桐生市錦町2-11-19	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,450	5,202	6,735	8,756	8,232	6,998	4,647	5,699	8,011	10,028	7,952	6,392	83,102	
78 東京	高崎年金事務所	群馬県高崎市栄町10-1	1回線受電	73	無	自動検針	本線	7,680	7,686	9,038	12,676	12,288	10,475	7,939	7,874	11,204	12,121	11,069	10,489	120,539	
79 東京	渋川年金事務所	群馬県渋川市石原143-7	1回線受電	60	無	自動検針	本線	5,826	5,532	7,034	9,266	9,321	7,406	5,521	5,303	7,551	7,988	7,598	7,254	85,600	
80 東京	太田年金事務所	群馬県太田市小舞木町262	1回線受電	89	無	自動検針	本線	7,495	8,290	10,445	15,740	15,706	14,047	9,342	8,184	10,396	11,199	11,295	10,682	132,821	
81 東京	浦和年金事務所	埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 - 5 - 1	単線受電	151	無	自動検針	本線	13,270	16,474	21,863	29,128	26,371	17,739	14,587	20,245	21,409	24,027	21,055	16,234	242,402	
82 東京	大宮年金事務所	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	単線受電	136	無	自動検針	本線	14,557	17,876	20,126	23,518	22,122	16,186	14,337	17,336	18,223	20,973	17,896	15,826	218,976	
83 東京	熊谷年金事務所	埼玉県熊谷市桜木町1-93	単線受電	134	無	自動検針	本線	11,394	13,678	17,430	21,780	18,000	13,462	12,868	16,425	16,755	19,184	15,684	14,296	190,956	9,255,550
84 東京	所沢年金事務所 (本棟)	埼玉県所沢市上安松1152-1	単線受電	66	無	自動検針	本線	7,210	8,434	10,273	12,034	10,799	9,265	7,471	8,055	9,206	10,614	8,837	8,459	110,657	
85 東京	所沢年金事務所 (別棟)	埼玉県所沢市上安松1152-1	単線受電	82	無	自動検針	本線	6,318	7,269	10,142	12,154	10,943	9,768	7,017	8,932	11,740	13,415	11,626	9,292	118,616	
86 東京	秩父年金事務所	埼玉県秩父市上野町13-28	1回線受電	37	無	自動検針	本線	3,161	3,597	4,748	5,746	5,974	4,923	3,425	4,478	5,126	6,985	5,649	5,115	58,927	
87 東京	千葉年金事務所	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	1回線受電	78	無	自動検針	本線	8,314	10,207	11,451	15,148	13,553	11,718	8,892	9,391	10,803	13,143	10,977	10,270	133,867	
88 東京	幕張年金事務所	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	1回線受電	72	無	自動検針	本線	11,373	13,776	17,324	20,989	17,122	13,448	13,016	14,926	14,585	16,287	13,932	12,954	179,732	
89 東京	船橋年金事務所	千葉県船橋市市場4-16-1	1回線受電	92	無	自動検針	本線	8,568	11,174	14,212	19,008	16,763	11,091	8,101	11,181	11,471	12,853	11,038	9,150	144,610	
90 東京	松戸年金事務所	千葉県松戸市新松戸1-335-2	1回線受電	93	無	自動検針	本線	9,798	11,434	13,909	18,751	18,352	16,263	12,483	9,581	13,410	14,197	12,763	12,619	163,560	
91 東京	木更津年金事務所	千葉県木更津市新田3-4-31	1回線受電	72	無	自動検針	本線	8,680	8,866	10,589	14,923	14,650	12,296	9,672	8,463	11,634	12,596	11,794	11,527	135,690	
92 東京	佐原年金事務所	千葉県香取市佐原口2116-1 (※口はカタカナ)	1回線受電	78	無	自動検針	本線	5,466	6,004	7,160	10,476	10,099	8,673	6,476	5,473	8,037	8,712	8,338	7,990	92,904	
93 東京	千代田年金事務所	東京都千代田区三番町22	1回線受電	179	無	自動検針	本線	18,419	23,103	31,453	40,811	36,604	24,745	19,577	27,893	26,564	30,733	27,496	23,481	330,879	
94 東京	新宿年金事務所(障害年金センター)	東京都新宿区大久保2-12-1	1回線受電	410	無	自動検針	本線	74,208	87,408	107,292	126,977	118,483	100,586	79,022	67,159	65,832	75,401	64,423	67,430	1,034,221	
95 東京	杉並年金事務所	東京都杉並区高円寺南2-54-9	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,046	7,615	8,840	11,358	10,330	7,833	6,830	7,869	8,730	10,302	8,801	7,424	101,978	
96 東京	中野年金事務所	東京都中野区中野2-4-25	1回線受電	81	無	自動検針	本線	8,595	11,628	15,552	20,056	18,577	10,300	8,586	11,563	12,425	14,579	11,815	9,437	153,113	
97 東京	文京年金事務所	東京都文京区千石1-6-15	1回線受電	88	無	自動検針	本線	9,121	11,646	14,339	18,332	16,692	11,074	10,060	11,537	12,540	14,980	12,509	11,272	154,102	
98 東京	墨田年金事務所	東京都墨田区立川 3 - 8 - 1 2	1回線受電	75	無	自動検針	本線	8,060	7,981	10,068	15,488	15,616	13,045	9,081	8,493	11,525	12,640	12,916	11,694	136,607	
99 東京	江東年金事務所	東京都江東区亀戸5-16-9	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,809	7,939	9,837	11,277	9,958	7,668	7,015	8,987	8,755	9,461	8,408	7,684	103,798	
100 東京	江戸川年金事務所	東京都江戸川区中央3-4-24	1回線受電	83	無	自動検針	本線	9,436	12,608	16,447	18,834	18,216	12,532	9,311	11,590	12,598	13,636	10,444	7,713	153,365	

項番 エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	⑥契約 電力 (KW)	⑦蓄熱式 負荷設備 の有無	8検針	⑨計量器 構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
101 東京	旧大田年金事務所【本部管理】	東京都大田区蒲田 4 - 2 5 - 2	1回線受電	42	無	自動検針	本線	1,028	1,060	1,037	1,065	1,275	1,065	1,098	1,070	1,115	1,111	1,002	1,106	13,032	
102 東京	渋谷年金事務所	東京都渋谷区神南1-12-1	1回線受電	94	無	自動検針	本線	9,910	13,138	15,190	18,037	17,185	11,478	10,986	13,901	12,569	16,259	13,057	9,435	161,145	
103 東京	目黒年金事務所	東京都目黒区上目黒1-12-4	1回線受電	72	無	自動検針	本線	7,038	8,908	10,843	13,634	11,451	8,082	7,233	8,603	9,138	10,291	8,440	7,283	110,944	
104 東京	世田谷年金事務所	東京都世田谷区世田谷1-30-12	1回線受電	71	無	自動検針	本線	8,361	9,693	12,700	14,056	12,513	9,348	9,728	12,342	11,705	13,188	10,787	9,143	133,564	
105 東京	旧池袋年金事務所	東京都豊島区南池袋2-17-2	1回線受電	17	無	自動検針	本線	984	942	876	912	1,266	1,046	900	874	906	909	820	909	11,344	
106 東京	北年金事務所	東京都北区上十条1-1-10	1回線受電	65	無	自動検針	本線	6,301	8,236	10,078	12,429	11,298	8,472	6,692	9,014	9,801	10,825	9,716	8,422	111,284	
107 東京	板橋年金事務所	東京都板橋区板橋1-47-4	1回線受電	96	無	自動検針	本線	7,533	7,619	9,342	14,730	14,410	11,976	8,206	8,524	11,748	12,767	11,972	12,081	130,908	
108 東京	練馬年金事務所	東京都練馬区石神井町4-27-37	1回線受電	91	無	自動検針	本線	7,264	9,465	12,585	16,263	15,661	13,012	8,825	10,097	12,752	15,304	13,124	11,281	145,633	
109 東京	足立年金事務所	東京都足立区綾瀬2-17-9	1回線受電	66	無	自動検針	本線	8,200	9,560	11,998	14,526	14,244	11,829	9,461	11,455	12,780	13,594	12,326	10,094	140,067	
110 東京	荒川年金事務所	東京都荒川区東尾久5-11-6	1回線受電	53	無	自動検針	本線	4,672	5,906	7,799	9,372	10,054	6,873	4,885	5,683	6,608	8,124	6,968	5,845	82,789	
111 東京	葛飾年金事務所	東京都葛飾区立石3-7-3	1回線受電	82	無	自動検針	本線	8,587	11,352	16,247	21,023	18,357	14,890	9,968	11,371	13,063	15,100	13,440	11,766	165,164	
112 東京	立川年金事務所	東京都立川市錦町2-12-10	1回線受電	94	無	自動検針	本線	9,633	11,637	16,104	19,517	17,383	13,047	10,508	13,580	13,987	15,984	14,259	12,081	167,720	
113 東京	八王子年金事務所	東京都八王子市南新町4-1	1回線受電	55	無	自動検針	本線	7,645	10,493	11,868	13,266	13,156	10,482	8,600	9,022	8,328	11,570	9,882	9,904	124,216	
114 東京	武蔵野年金事務所	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	1回線受電	61	無	自動検針	本線	6,884	8,136	9,505	11,565	10,913	9,331	7,441	7,747	8,748	10,506	8,766	8,779	108,321	
115 東京	府中年金事務所	東京都府中市府中町2-12-2	1回線受電	67	無	自動検針	本線	6,692	8,223	10,730	13,716	13,144	10,852	7,945	7,928	9,089	10,583	9,377	8,940	117,219	
116 東京	港北年金事務所	神奈川県横浜市港北区大豆戸町 5 1 5	1回線受電	88	無	自動検針	本線	11,214	13,479	15,713	19,447	17,222	14,193	11,964	12,973	13,313	15,149	13,351	12,457	170,475	9,255,550
117 東京	横浜中年金事務所	神奈川県横浜市中区相生町2-28	1回線受電	109	無	自動検針	本線	12,096	13,848	17,976	26,342	26,321	23,181	16,739	13,382	15,497	17,495	15,715	15,726	214,318	
118 東京	横浜南年金事務所	神奈川県横浜市南区宿町2-51	1回線受電	92	無	自動検針	本線	8,287	12,221	15,044	17,558	18,642	13,368	10,098	10,383	11,375	13,961	11,778	10,366	153,081	
119 東京	川崎年金事務所	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,165	6,642	7,624	9,941	9,670	8,617	7,172	6,495	8,375	9,044	8,370	8,210	96,325	
120 東京	高津年金事務所	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	1回線受電	51	無	自動検針	本線	6,873	7,541	8,878	11,584	11,028	10,134	8,432	6,817	8,568	9,392	8,442	8,331	106,020	
121 東京	平塚年金事務所	神奈川県平塚市八重咲町8-2	1回線受電	66	無	自動検針	本線	7,309	7,610	9,051	12,755	11,856	10,794	8,392	7,173	9,235	10,473	10,038	9,416	114,102	
122 東京	厚木年金事務所	神奈川県厚木市栄町1-10-3	1回線受電	73	無	自動検針	本線	9,195	10,698	11,481	15,147	13,962	12,380	9,910	8,407	9,235	11,126	9,291	9,094	129,926	
123 東京	相模原年金事務所	神奈川県相模原市南区相模大野 6 - 6 - 6	1回線受電	74	無	自動検針	本線	7,241	8,939	10,075	13,795	12,377	8,796	7,473	8,214	10,437	10,935	8,972	8,032	115,286	
124 東京	小田原年金事務所	神奈川県小田原市浜町1-1-47	1回線受電	56	無	自動検針	本線	5,273	7,783	8,907	9,838	10,698	8,769	7,048	7,184	8,090	9,827	8,398	6,857	98,672	
125 東京	藤沢年金事務所	神奈川県藤沢市藤沢1018	1回線受電	109	無	自動検針	本線	12,288	12,296	14,756	18,182	18,784	16,239	13,892	13,427	15,999	17,746	16,621	15,990	186,220	
126 東京	甲府年金事務所	山梨県甲府市塩部1-3-12	1回線受電	73	無	自動検針	本線	6,801	8,163	9,726	11,686	10,086	7,917	7,022	11,454	10,569	11,198	9,293	7,611	111,526	
127 東京	竜王年金事務所	山梨県甲斐市名取347-3	1回線受電	58	無	自動検針	本線	4,732	6,258	7,952	7,894	9,040	6,869	5,721	7,106	8,991	10,487	8,988	7,476	91,514	
128 東京	大月年金事務所	山梨県大月市大月町花咲1602-1	1回線受電	51	無	自動検針	本線	3,979	4,840	6,889	8,902	8,633	5,706	5,062	7,614	8,164	9,880	8,490	6,531	84,690	
129 東京	沼津年金事務所	静岡県沼津市日の出町1-40	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,890	7,347	9,318	11,580	11,022	10,482	8,409	6,749	8,014	8,784	7,943	7,892	104,430	
130 東京	三島年金事務所	静岡県三島市寿町 9 - 4 4	1回線受電	54	無	自動検針	本線	7,606	7,796	8,637	11,299	10,850	10,213	8,588	7,321	8,786	10,135	9,273	9,033	109,537	
131 東京	富士年金事務所	静岡県富士市横割3-5-33	1回線受電	54	無	自動検針	本線	5,352	6,486	8,906	12,148	10,972	8,296	5,941	7,874	8,707	9,945	8,565	7,433	100,625	
132 東京	日本年金機構(高井戸本部)	東京都杉並区高井戸西3-5-24	2回線受電	2600	有	自動検針	本線	848,580	909,978	933,126	1,085,850	1,100,070	1,037,376	969,360	880,710	920,676	924,786	800,454	893,196	11,304,162	11,304,162

適合証明書

案件名:日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)

令和 年 月 日

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2. 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
1	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数		
1)	(単位:kg-CO2/kWh)		
2	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
3	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
4	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組	有・無	
4)	地域における再エネの創出・利用の取組	有·無	

① ~ ④の合計点数	
------------	--

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添2-1 (配点資料)により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が<u>50点以</u>上となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。
- 注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が50点以上であること。

日の日前点がJ0点以上であること。		
要素	区分	配点
① 令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	0.000 以上 0.375 未満	70
(単位:kg-CO2/kWh)	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易 DR の取組	取り組んでいる	5
地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいない	0

- (注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照
- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照) に示された電源構成等や非化石 証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新た に電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始 日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、 適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類 及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出 及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、 1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和 5 年度 1kWh	「令和5年度1kWh 当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。
当たりの二酸化炭	令和5年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に
素排出係数	関する法律(以下、「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業
	大臣が公表したもの)
	1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基
	づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない
	事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用い
	ることができる。
	2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから
	事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が
	温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係
	数を用いることができる。
②令和5年度の未利	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用
用エネルギー活用	エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。
状 況	
	令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)
	を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値
	(算定方式) 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)
	令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) =
	1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用
	エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により
	未利用エネルギーによる発電量を算出する。
	①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料

等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と 当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料 等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他 社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受け た電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
 - ③高炉ガス又は副生ガス
- 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

③令和5年度の再生 エネルギーの導入 状況

化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)を 令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。

(算定方式)

令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)

令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)=・

令和5年度の供給電力量(需要端)

- 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度 の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
 - ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によ

って他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給 されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石 証書の量(送電端(kWh))

- ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- ③ J クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気 由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生 可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備(太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス)による電気を対象とする。

④省エネに係る情報 提供、簡易的 DR の取組

地域における再エ ネの創出・利用の 取組 需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定 していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再 生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するも のであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供 や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはなら ない。

供給実績証明書

案件名:日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)

令和 年 月 日

当社が取り扱う電力供給(販売)量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 電力供給(販売)量の合計

kWh

- 注1)上記を示す書類を添付すること。
- 注2) 上記数量は、日本国内で供給(販売) したものとし、地域は問わない。
- 注3)上記数量が、仕様書別添1の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、<u>複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力</u>量の合計以上であること。
- 注3)提出期限:令和7年12月2日(火)正午(必着)
- 注4)提出先:〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

 $TEL: 0 \ 3 - 6 \ 8 \ 9 \ 2 - 0 \ 7 \ 2 \ 7 \qquad FAX: 0 \ 3 - 6 \ 8 \ 9 \ 2 - 7 \ 9 \ 9 \ 3$

日本年金機構で使用する高圧電力(東京電力管内)の質問(回答)書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長 様 所在地 提出者 事業所名

代表者名

FAX番号

TEL番号

番号	質	問	口	答

【質問書提出期限】令和7年11月11日(火)正午まで

【質問書提出方法】FAX(03-6892-7993)

【質問書の提出先】日本年金機構本部会計・資産管理部管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

日本年金機構 理事長代理人 会計·資産管理部長 加藤 卓 様 所在地

提出者 事業所名

代表者名 FAX番号

TEL番号

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。 また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

- 1 対象拠点(お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力) 別添4別表のとおり
- 2 供給期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報(環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり)

<u> 日本工の配工ポルイ</u>	田水电乃里。	グロボ(珠斑)	当に(グ)は1月+	מוופנו די אומופנו אוא	WOJ C 00 10 7							
区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再工ネ由来電力量 (kWh)【A】												
供給電力量 (kWh)【B】												
再エネ比率 (%)【C】												

【照会先】

日本年金機構

会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL: 03-6892-0727 FAX: 03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (k Wh)
例	FIT非化石証書(再工ネ指定)	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日~令和●年●月●日	••	••
例	非FIT非化石証書(再工ネ指定)	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日~令和●年●月●日	••	••
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
			<u>'</u>	<u> </u>	,	合計(kWh)	

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9876-5432	○○年金事務所	○○県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				